

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

第2 森林病害虫の駆除および予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。また、近年ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングを実施する。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針等について、必要に応じて、植栽木の保護措置実施個所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努める。

第2 森林病害虫の駆除および予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除および予防

(1) 森林病害虫等の駆除および予防の方針

森林病害虫の駆除および予防については、早期の発見に努めるとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じて伐倒駆除を行う。

(2) 森林病害虫の駆除および予防の方法

マツ枯れ被害に対しては、伐倒駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては、里山整備を通じた防除を行うものとする。

(3) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見に向け、県、市、森林組合、林業事業者、森林所有者等による情報の伝達や被害対策等の被害監視から防除実行までの連携体制を構築する。

なお、森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、個別に伐採の促進に関する指導を行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

クマによる皮剥ぎ被害を防止するため、造林、保育施業に付随した防護柵の設置、忌避剤の散布、剥ぎ被害対策のテープ設置を推進するとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との関連性を踏まえ、県、市、森林組合、林業事業者、森林所有者等と連携し、被害の拡大を防止するものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防のため、空気が乾燥する時期における山林内でのたき火やタバコには注意するよう、防災行政無線放送や市広報紙、市ホームページを通じて啓発を行う。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林または森林の周辺での火入れについては、高島市火入れに関する条例（平成17年条例第228号）に基づき、市長の許可を得て適正に実施するものとする。